

森林・林業政策の現状と課題  
～新たな森林管理システムについて～

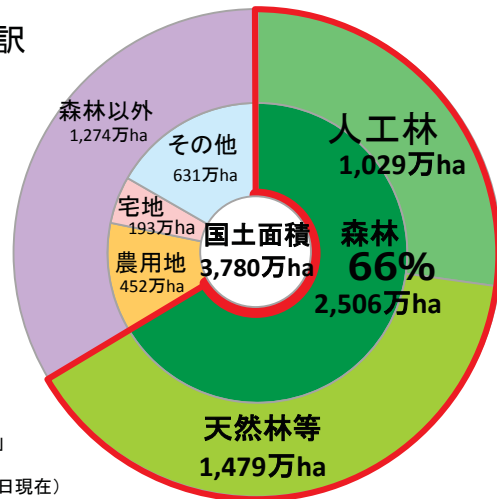
平成29年9月

林野庁

# 森林資源の現状

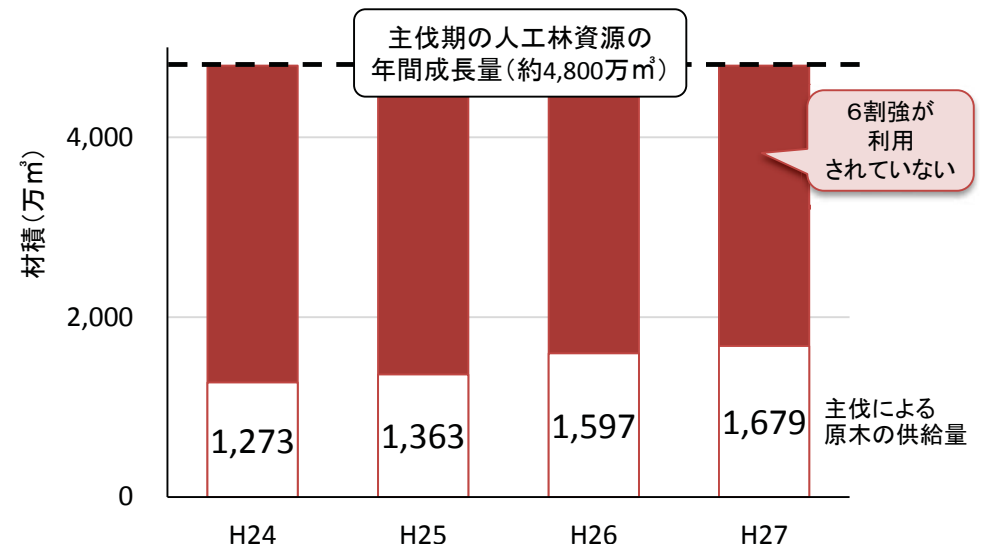
- 我が国の森林面積は国土面積の3分の2にあたる2,500万ha(そのうち人工林は1,000万ha)。
- **人工林の約半数が11齢級以上となる主伐期を迎えようとしている。**
- **主伐期を迎えた人工林の直近5年間の平均蓄積増加量は、年間4,800万m<sup>3</sup>。主伐による原木の供給量は1,679万m<sup>3</sup>(H27)。**
- **条件のよい人工林においては主伐が行われているが、いまだ成長量の6割強が利用されていない状況。**

## ■ 国土面積と森林面積の内訳



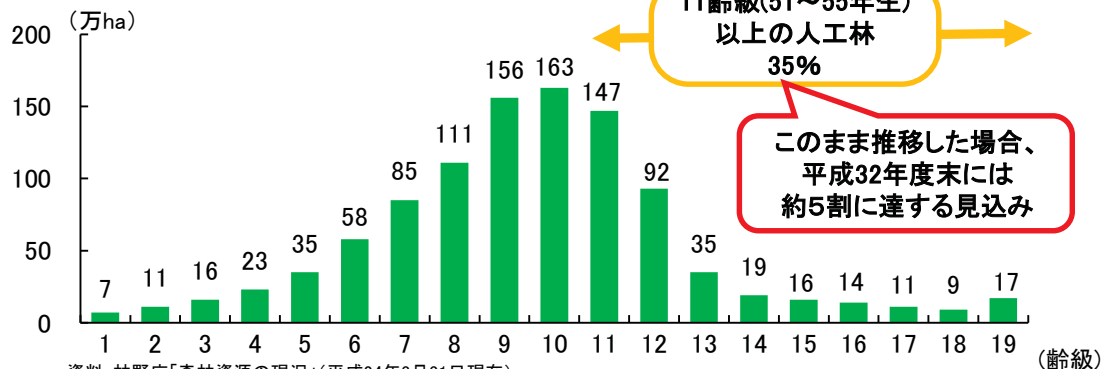
資料:国土交通省「平成27年度土地に関する動向」(平成26年の数値)、  
林野庁「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)  
注:※計の不一致は四捨五入によるもの

## ■ 主伐期の人工林資源の成長量と主伐による原木の供給量



※林野庁「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)、「森林・林業統計要覧」(H28)に基づき試算

## ■ 人工林の齢級別面積

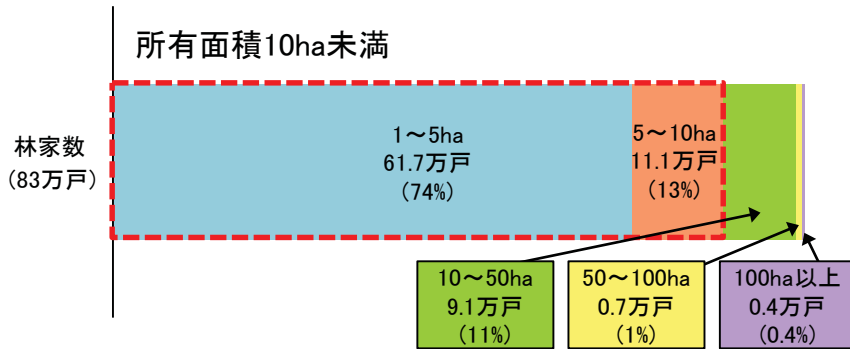


資料:林野庁「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)  
注1: 齢級(人工林)は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1~5年生を「1齢級」と数える。  
注2: 森林法第5条及び第7条2に基づき森林計画の対象となる森林の面積。

# 林業の現状

- 我が国の森林の所有形態は零細であり、8割の森林所有者は森林の経営意欲が低い
  - 意欲の低い森林所有者のうち7割の森林所有者は主伐の意向すらない
- 一方で、
- 林業経営者(素材生産業者等)のうち7割の者は規模拡大の意向があるが、4割の者が事業を行う上での課題として、「事業地確保が困難」を挙げている。
  - その他、事業を拡大する上での課題としては、「路網の未整備」、「資本整備(林業機械)更新が困難」などがある。

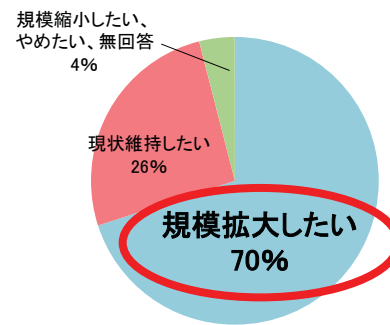
## ■ 林家の保有山林面積



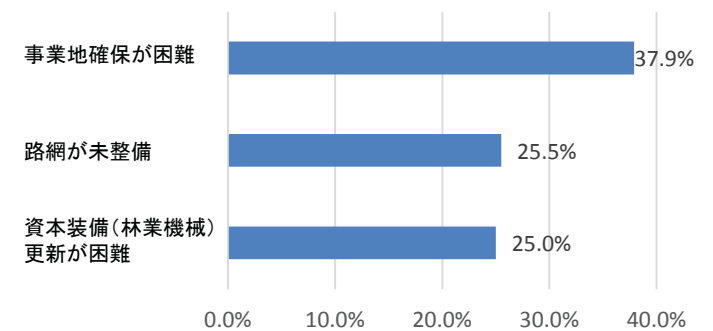
資料：農林水産省「2015年農林業センサス」 注：林家とは保有森林面積が1ha以上の者。

## ■ 林業経営者(素材生産業者等)の規模拡大の意向

○ 今後の経営規模に関する意向



○ 事業を行う上での課題

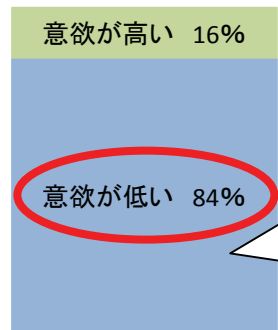


※素材生産業者へのアンケート結果(H27)を集計

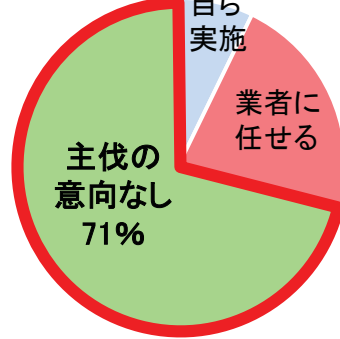
※雇用関係は除く  
※複数回答可

## ■ 森林所有者の経営意欲は低い

○ 森林経営意欲

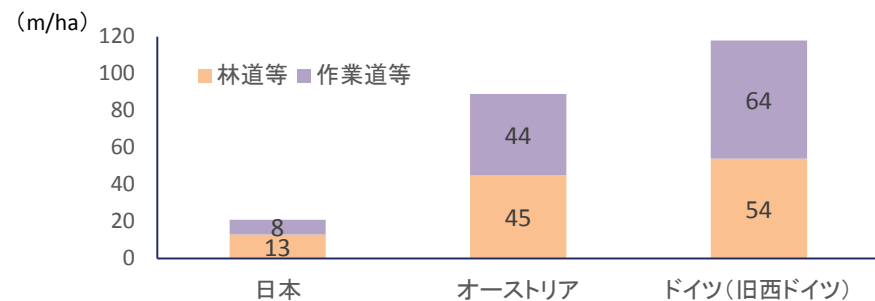


○ 主伐の意向



※農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(H27)に基づき作成

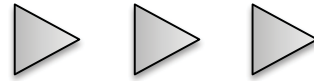
## ■ 路網密度の諸外国との比較



資料：BFW 「ÖsterreichischeWaldinventur」、BMELV 「Bundeswaldinventur (BWI)」、林野庁業務資料  
注：オーストリアは、ÖsterreichischeWaldinventur 1992/96による生産林における数値  
ドイツ(旧西ドイツ)はBundeswaldinventur 1986/1989による数値  
日本は都道府県報告による平成27(2015)年現在の開設実績の累計

## 課題と対応方向

森林所有者



林業経営者(素材生産業者等)

### 課題

- 多くの森林所有者は森林経営の意欲が低い。  
一方、多くの林業経営者(素材生産業者等)は、事業規模の拡大意欲があるものの、事業地の確保が困難となっている。
- このように、森林所有者と意欲と能力のある林業経営者(素材生産業者等)との間のミスマッチが生じている。

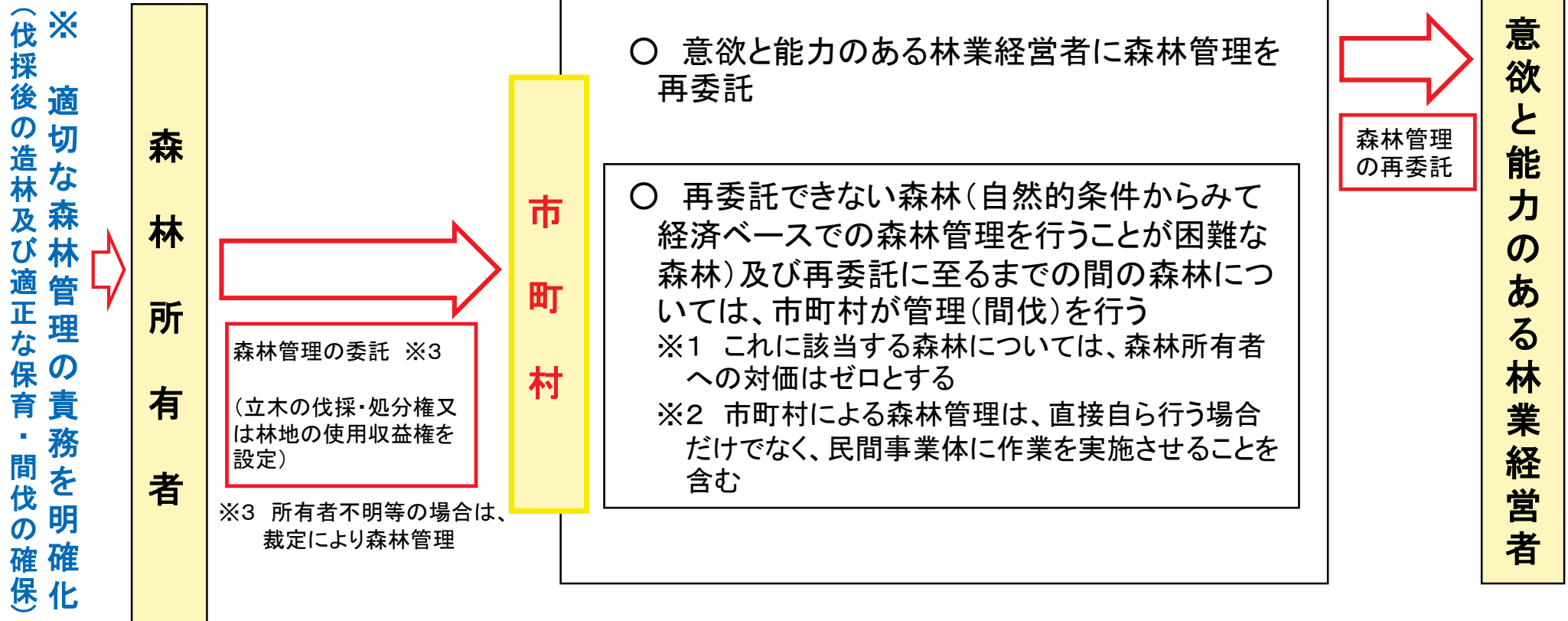
### 対応の方向

意欲と能力のある林業経営者に森林経営を委託する  
新たな森林管理システムを構築し、  
森林の管理経営の集積・集約化を推進

# 新たな森林管理システム

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、

- ① 森林所有者に適切な森林管理を促すため、森林管理の責務を明確化するとともに
- ② 森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に繋ぐスキームを設ける。
- ③ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を行う。
- ④ 意欲と能力のある林業経営者の森林管理のための条件整備として路網整備の一層の推進や集中的な高性能林業機械の導入、主伐・再造林の一貫作業システムの普及が必要。



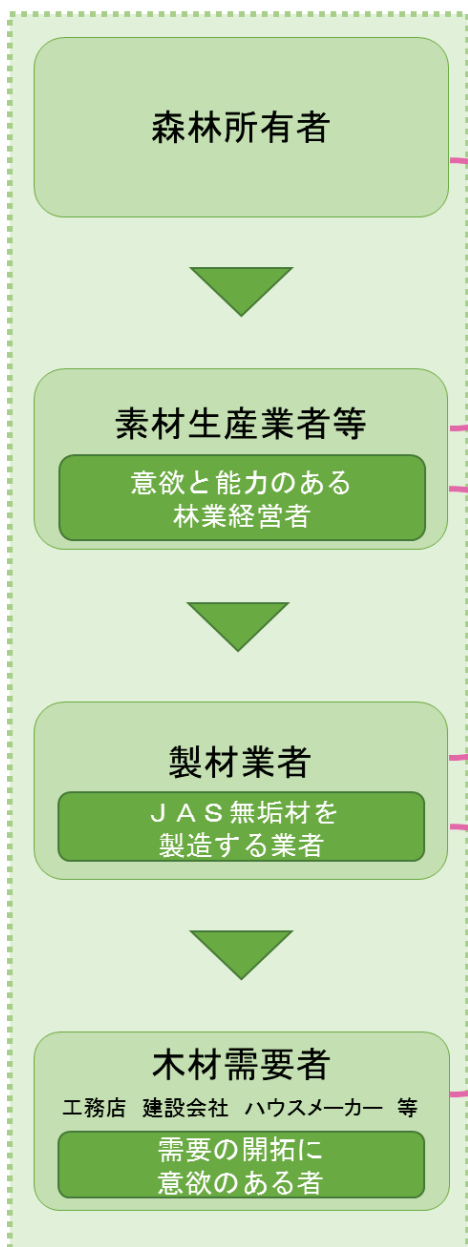
※ 以上のほか、市町村が寄附を受けた森林の管理を行う場合もある。

# 林業の成長産業化に向けた川上と川下との連携の推進

## 流通の各段階

## 課題

## 対応の方向



**森林所有者と素材生産業者等**

- 多くの森林所有者が小規模・零細で、森林経営に意欲を失っており、素材生産業者等への伐採の委託も進んでいない
- 森林所有者と意欲と能力のある林業経営者（素材生産業者等）とのマッチングが課題
- 主伐を行う素材生産業者等も経営規模の拡大によるコストの低減が課題

**素材生産業者等と製材業者**

- 素材生産業者等と製材業者との間で、原木市場や商社など、様々な主体が介在し、重層的な取引等が行われている
- このような取引等を効率化させ、流通コストを削減することが課題

**製材業者と木材需要者**

- 製材業者と木材需要者との間で、製品市場や木材問屋、商社など、様々な主体が介在し、重層的な取引等が行われている
- また、これら流通関係者の扱う商品の品質もまちまち
- 製材業者と木材需要者との間の取引等の効率化とともに、一定の品質を持つ国産材（柱材などA材※からの構造材）の需要拡大が課題

参考：原木の部位はその品質により以下のとおり分類される  
 ※ A材：通直なもの。主に柱材用。  
 B材：やや曲がったもの。主に集成材用。  
 C材：曲がったもの。主にチップ用。

**意欲と能力のある林業経営者に経営を委託して森林の管理経営を集積・集約化することを促進**

（具体的な対策）  
 市町村等が森林所有者から森林管理経営の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に森林管理経営を集積・集約化する新しい仕組みを創設

**新しい仕組みを活用する地域に、路網整備や機械導入を重点的に支援**

（具体的な対策）

- ① 路網整備、機械導入は、意欲と能力のある林業経営者へ森林の管理経営を集積・集約化させる新たなスキームを活用する地域に、重点化
- ② 意欲と能力のある林業経営者が行う機械導入等に対して、公庫資金の実質無利子化期間の延長等
- ③ 主伐・再造林の一貫作業の促進
- ④ ICTの活用支援（路網整備の効率化のための人材育成、作業システムの効率化等）

**素材生産業者等と製材業者の間の直接的な取引等を促進**

（具体的な対策）

- ① 製材業者が素材生産を自ら行うことを支援  
 〔 装備の費用を補助  
 素材生産の委託の費用を制度融資の対象化 〕
- ② 素材生産業者等と製材業者との直接的な取引を支援
- ③ 素材生産業者等と製材業者間の協定締結等による直接的な取引等に取り組む者の加工・流通施設の整備を支援

**製材業者と木材需要者の間の直接的な取引等を促進、国産材の需要拡大**

（具体的な対策）

- ① 木造公共施設等の施設の整備において、地域材利用を促す要件の付加等により、製材業者との直接的な取引等を支援
- ② 製材業者に対して、含水率、強度等が一定の基準を満たしているJAS無垢材の製造等の費用を融資や補助で支援
- ③ 木材需要者による非住宅分野や2×4建築などにおけるJAS無垢材の購入を実証的に支援

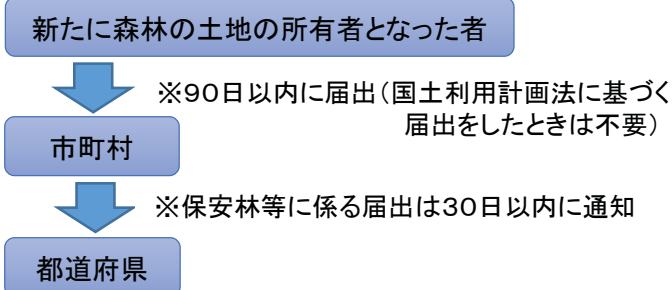
# 所有者情報の把握・一元化及び所有者不明森林への対応

参考

- 所有者不明森林等への対応として、平成23年及び平成28年の森林法改正により、
  - ・新たに森林の土地所有者となった者の市町村長への事後届出制度や、森林所有者や林地の境界に関する情報を一元的にまとめた「林地台帳」を整備し、所有者情報を把握・一元化する仕組みを創設
  - ・森林所有者を確知することができない場合でも間伐の代行や林道等の設置が可能となる仕組みや、共有林の所有者の一部が不明で共有者全員の合意が得られない場合に、都道府県知事の裁定手続き等を経て、伐採・造林ができるようにする仕組みを創設し、所有者不明森林での効率的な森林整備を促進。
- 今後の政府全体の所有者不明土地問題の検討の中で更なる対応策を検討。

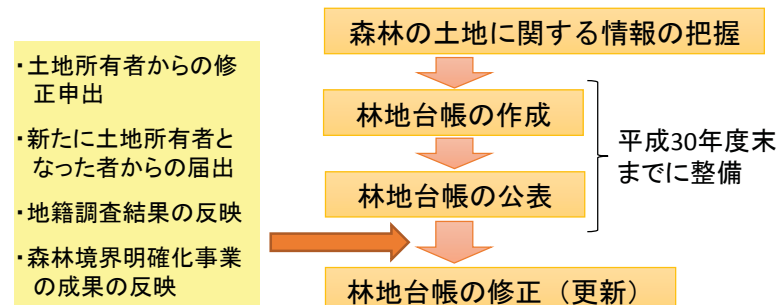
## 【平成23年森林法改正】

### <森林の土地の所有者届出の流れ>



## 【平成28年森林法改正】

### <林地台帳整備の流れ>



所有者情報の把握・一元化

所有者不明の森林への対応

### ◇ 要間伐森林制度

所有者が不明な場合でも、早急に間伐を行うことが必要な森林については、知事の裁定により間伐の実施を促す仕組みを措置

### ◇ 林道等の設置に係る使用権設定

所有者が不明な場合でも、他人の土地について使用権を設定する手続きが進められることとし、円滑な作業路網の整備を可能とする仕組みを措置

### ◇ 共有者不確知森林制度(共有林持分移転裁定制度)

共有林の所有者の一部が不明で、共有者全員の合意が得られない場合に、都道府県知事の裁定手続き等を経たうえで、立木の持分の移転及び土地の使用権の設定を行い、伐採・造林ができる仕組みを措置(平成29年4月1日施行)

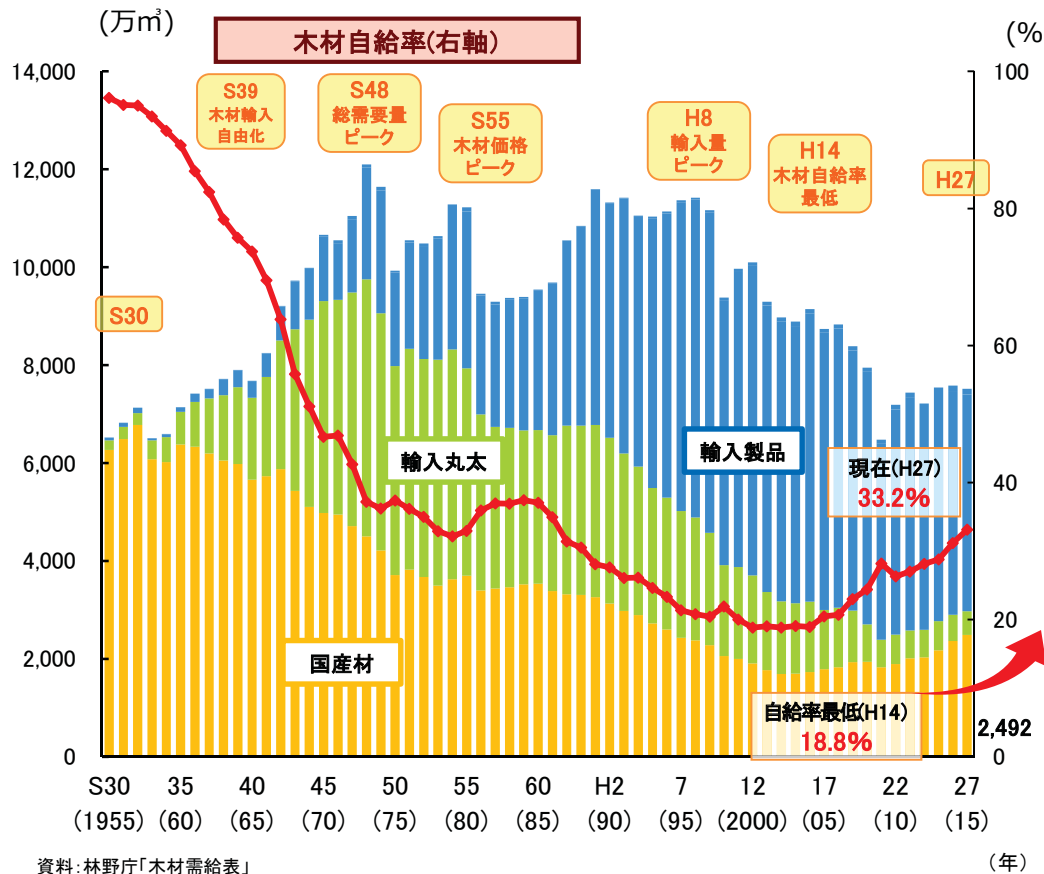
効率的な森林整備の促進

# 木材需給の動向

参考

- 国産材の供給量は、平成14年を底に増加傾向。木材自給率も、平成14年の18.8%を底に上昇傾向で推移し、平成27年は33.2%。
- 我が国の製材工場における、素材消費量の割合を見ると、大規模工場の割合が年々増加しており、製材の生産は大規模工場に集中する傾向が見られる。
- これまで木造化が進まなかった中高層建築物や、オフィスビルや商業施設等の低層非住宅建築物の木造化・木質化により、木材利用を拡大していくことも重要。

## ■ 木材の供給量の推移

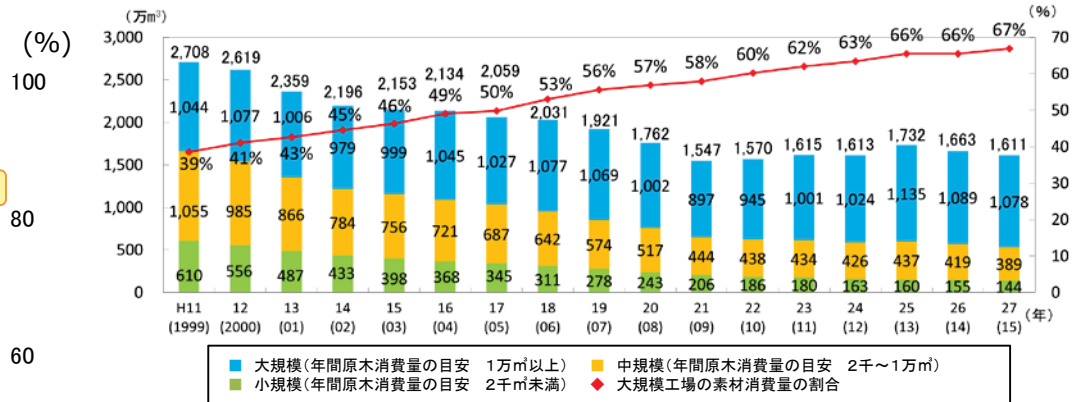


資料: 林野庁「木材需給表」

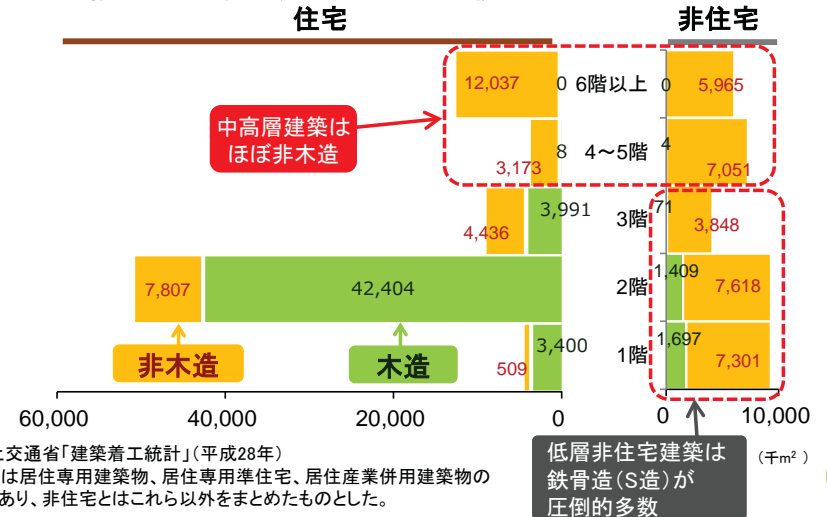
注1: 数値の合計値は、四捨五入のため計と一致しない場合がある。

注2: 輸入製品には、輸入燃料材を含む。

## ■ 製材工場(出力規模別)の素材入荷量の推移



## ■ 階層別・構造別の着工建築物の床面積(H28)



資料: 国土交通省「建築着工統計」(平成28年)

注: 住宅とは居住専用建築物、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、非住宅とはこれら以外をまとめたものとした。